

広島県告示第六百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十年七月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十年七月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

大草三原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市久井町山中野字大仙沖一一五二番地 先から 三原市久井町山中野字新入窪一一七五番一 地先まで			三・五〇〇 八・一〇〇	二二七・五〇	
			六・二〇〇 九・九〇	二二三・五〇	拡幅